

平成22年3月教育委員会定例会会議録

付議事項

議案第65号 和歌山県立高等学校再編整備第2期(前期)実施プログラム(案)について

黒田総務課長から、和歌山県立高等学校再編整備第2期(前期)実施プログラムの実施(案)について説明があった。内容は、高等学校で学ぶ生徒の多様化や生徒数の減少が続く中で、興味・関心や進路希望の多様化等に適切に対応した魅力的な学校づくりを進め、一人ひとりの生徒の力を伸ばす教育を推進するため、平成17年5月に、高等学校の統合や再編、中高一貫教育校の設置、多部制定時制高等学校の設置等を内容とした「県立高等学校再編整備計画」を策定した。この計画の中では、1学年4～8学級を高等学校の適正規模として規定するとともに、平成18～20年までの3年間に取り組む具体的な内容を記した「県立高等学校再編整備第1期実施プログラム」(以下「第1期実施プログラム」という。)を示し、再編整備を進めた結果、平成20年度に海南・大成両校と串本・古座両校を統合したところである。今回策定した「県立高等学校再編整備第2期(前期)実施プログラム」では、第1期実施プログラム後の状況及び今後の動向の分析、当該地域や学校関係者等からの意見等を踏まえて、特別支援学校の過大規模化解消を考慮した和歌山市地域の再編整備等を実施するため、平成24年度に、和歌山西高校と和歌山北高校を統合することとし、統合後はそれぞれの校地・校舎を分校舎化して西校舎及び北校舎として展開していく。西校舎には普通科及び体育科を、北校舎には普通科を設置して生徒募集を行うこととしたい。特別支援学校については、同年度に統合校の西校舎の校地を活用して新設し、知的障害及び肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部・中学部・高等部を併せ持つこととする。

また、県内全域における定時制・通信制教育の充実等を図るため、平成23年度に、南紀高校に通信制課程を設置し、定時制課程と通信制課程を併設する。平成24年度に、青陵高校と陵雲高校を統合し、定時制課程と通信制課程を併設することにより、県

内各地域から学びやすい体制づくりを進め、紀ノ川高校、南紀高校の3校を定時制・通信制教育の拠点としたい、というものであった。

委員から、西校舎の特色について質問があり、宮下学校教育局長から、普通科、体育科及び特別支援学校が併置されることにより、共同学習の推進、職業教育の充実等が図れるとの回答があった。

委員から、西校舎及び北校舎における今後の施設整備計画について質問があり、総務課長から、現在設置している学校協議会において協議がまとまり次第、5年後に開催する国体における施設整備計画との整合を図りながら、財政当局と協議していくとの回答があった。

委員から、統合に関係する各学校の特色を十分に活かし、より良い教育環境を確保してほしいとの意見があった。

委員長から、パブリックコメントや学校協議会等からいただいた重要な提案、社会的な影響等についても十分考慮しながら、地域、保護者、学校関係者等の了解を得るように慎重に時間をかけて手続を進めてほしいとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第66号 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則（案）について

総務課長から、和歌山県職員倫理規則の一部改正に伴い、職員に関する倫理原則及び倫理行動基準に抵触しない範囲で、利害関係者とできる行為の追加とこれに伴う届出書様式を規定する改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第67号 和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則（案）について

総務課長から、現在国会において審議されている、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案の趣旨に則り、県立高等学校授業料の納期限の規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第68号 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

総務課長から、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正に伴い、延滞金の免除を受けようとする場合における申請書様式を定め、申請者に対して決定通知を行うとする規定の改定を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第69号 和歌山県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について

総務課長から、職員の旅費等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第70号 高等学校授業料減免規程の一部を改正する訓令（案）について

総務課長から、現在国会において審議されている、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案の趣旨に則り、和歌山県立高等学校において、専攻科（看護科）の4・5年生、聴講生を対象とする単位制による課程の定時制及び通信制を除き、全日制、定時制及び通信制の授業料を不徴収とすることに伴い、規定の改正を行うとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第71号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）について

椎山給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、規定の改正を行いたいとの説明があった。その主な内容は3点あり、まず、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げ対象とならない勤務について、職員の勤務形態に応じて定めること。2点目は、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合について、

勤務時間を割り振られ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間に対する超過勤務手当の支給割合を定めたこと。3点目は、超過代休時間に代えられた超過勤務手当をその勤務した超過勤務代休時間の属する月の翌月に支給することを規定したというものであり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第72号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地学校等の級地指定基準に基づき、2級指定校18校、1級指定校38校、へき地学校に準ずる学校12校の計68校の指定と、廃校に伴う1校のへき地学校指定の解除を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第73号 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地学校等の級地指定基準に基づき指定された市町村立小・中学校を参考として、近隣の県立学校の指定を行いたいとの説明があった。その内容は、1級指定校2校、へき地に準ずる学校2校の計4校の指定を行うというものであり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第74号 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第75号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例に規定する職員に含まれない職名を削除する所要の整備を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 6 号 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
(案)について

東中生涯学習課長から、和歌山県修学奨励金貸与条例の一部改正に伴い、延滞金の免除を受けようとする場合における申請書様式を定め、申請者に対して決定通知を行うこととし、また、未成年者が貸与を受けようとする際に、その連帯保証人を親権者または後見人とするのが困難な場合は、別に定めるところにより対応できる規定の改定を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 7 号 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 (案)について

北浦学校指導課長から、学校保健法等の一部を改正する法律が施行され、学校保健法の題名が学校保健安全法に改称したことに伴い、所要の整備を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 8 号 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 (案)について

有本学校人事課長から、職員の旅費等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 7 9 号 和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
(案)について

中島健康体育課長から、学校保健法等の一部を改正する法律が施行され、学校保健法の題名が学校保健安全法に改称したことに伴い、所要の整備を行うとともに、労働安全衛生規則で義務づけられた雇用時における健康診断を新たに加える規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 0 号 和歌山県指定文化財の指定等 (案)について

津井文化遺産課長から、和歌山県指定文化財の指定等について、

平成22年2月17日に開催した和歌山県文化財保護審議会において、建造物1件、美術工芸品5件、記念物1件、無形文化財1件の指定、建造物25件、美術工芸品26件、記念物7件、無形民俗文化財5件の指定解除について答申を得たとの説明があった。

指定物件は、建造物の東濱植林株式会社所有の「濱口家住宅」の「本宅・本座敷・三階棟」各1棟「土蔵」3棟「煉瓦塀」4棟、美術工芸品の宗教法人鬮神社所有の「那智参詣曼荼羅」1幅、宗教法人東光寺所有の「木造不動明王二童子像」3?、宗教法人熊野本宮大社所有の「文台・硯箱」各1基、和歌山県教育委員会所有の「有本銅鐸」1点、記念物の河川管理者和歌山県知事所有の「滝ノ拝」1所、無形文化財の関口芳夫保持の「関口新心流柔術・居合術・剣術」、指定解除物件は、建造物の楫本重一所有の「中筋家邸宅」1件、宗教法人丹生官省符神社所有の「丹生官省符神社社殿」3棟「丹生官省符神社本殿」4棟、財団法人高野山文化財保存会所有の「佐竹家霊屋・上杉家霊屋・金剛三昧院四所明神社本殿・金剛三昧院書院（客殿）・普賢院四脚門・山王院総社本殿・高野山大門（山門）」各1棟「越前松平家霊屋・山王院社丹生明神社本殿・山王院社高野明神社本殿」各2棟、宗教法人粉河寺所有の「粉河寺本堂・粉河寺大門」各1棟、宗教法人利生護国寺所有の「利生護国寺本堂」1棟、宗教法人熊野那智大社所有の「熊野那智大社本殿」5棟「熊野那智大社八社殿」1棟「熊野那智大社附鈴門透塀」1連、宗教法人十三神社所有の「十三神社本殿・十三神社撰社丹生神社本殿・十三神社撰社八幡神社本殿」各1棟、宗教法人長楽寺所有の「長楽寺仏殿」1棟、宗教法人熊野本宮大社所有の「熊野本宮大社社殿」3棟、宗教法人三船神社所有の「三船神社本殿・三船神社撰社丹生明神社・三船神社高野明神社」各1棟、宗教法人福勝寺所有の「福勝寺本堂」1棟、宗教法人地蔵峯寺所有の「地蔵峯寺本堂」1棟、宗教法人雨錫寺所有の「雨錫寺阿弥陀堂」1棟、美術工芸品の宗教法人草堂寺所有の「金地水墨着彩松月図」襖4面「紙本水墨雪竹雪梅図」壁4面襖6面障子腰板2面「紙本水墨虎溪三笑図」襖8面「紙本水墨白鳩図」襖12面「紙本水墨虎図」襖8面「紙本水墨群鶴図」襖4面、「紙本水墨竹図」襖2面、「紙本水墨蛙図」障子腰板2面「水墨淡彩牛図」襖8面うち2面白紙「紙本水墨歳松・梵経図」2曲屏風1双「紙本水墨・淡彩月雁・群狗図」6曲屏風1双「紙本水墨張良吹笛征師図」襖6面、「紙本水墨朝顔図」襖4面「紙本水墨岩上白猿水辺

群猿図」6曲屏風1双、宗教法人大泰寺所有の「薬師如来像」1?、宗教法人妙見神社所有の「金銅半跏思惟弥勒菩薩像・付木造如意輪手跏像・銅造如意輪観音像」各1?、宗教法人補陀洛山寺所有の「木造千手観音立像」1?、宗教法人浜の宮大神社所有の「木造天照大神坐像・木造彦?出見命坐像・木造大山祇命坐像」各1?、宗教法人慈光円福院所有の「木造十一面観音立像」1?、宗教法人円満寺所有の「木造十一面観音立像」1?、宗教法人泉福寺所有の「高野山延寿院の梵鐘」1個、宗教法人熊野本宮大社所有の「鉄製大湯釜」1口、宗教法人熊野那智大社所有の「壇那壳渡状」9巻「先達状其他雑文書」1巻「讓状其他雑文書」1巻「貢米並びに屋敷敷地壳渡状」1巻、宗教法人宝来山神社所有の「神護寺領紀伊国?田荘絵図」1幅、宗教法人金剛三昧院及び宗教法人金剛峯寺所有の「高野版板木」5978枚「高野版板木附保護添板」49枚、記念物の宗教法人金剛峯寺所有の「高野の町石」217基「高野の町石一里石」4基、宗教法人高山寺所有の「高山寺の貝塚」、那智勝浦町所有の「下里古墳」、株式会社養翠園所有の「紀藩水軒御用地」、宗教法人根来寺所有の「根来寺庭園」、宗教法人粉河寺所有の「粉河寺庭園」、すさみ町所有の「稲積島の植物群落」、無形民俗文化財の花園村郷土古典芸能保存会所有の「花園の御田の舞」、古座獅子舞保存会所有の「古座の獅子舞」、古座川河内祭保存会所有の「古座川河内祭」、栗生のおも講と堂徒式保存会所有の「栗生のおも講と堂徒式」、杉野原の御田の舞保存会所有の「杉野原の御田の舞」の指定等理由について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第81号 和歌山県立博物館協議会委員の委嘱（案）について

文化遺産課長から、委員の任期満了により、3名の委員の辞任に伴う新たな委員3名の委嘱と、10名の委員を再委嘱したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第82号 平成22年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員（案）について

学校指導課長から、県内各地域のバランス等を考慮して、学校関係者、教育行政関係者、学識経験者から委員を選定したいとの

説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 3 号 教職員の処分（案）について

学校人事課長から、飲酒運転により交通人身事故を起こし検挙された県立高等学校教諭及び同校校長を処分したい旨の説明があった。

委員から、服務規律の厳正確保に関する指導等について質問があった。

教育長から、昨年 6 月に教職員による不祥事の根絶を図るため、教職員全員に向けた緊急メッセージを示し、その徹底に主体的に取り組むよう指導してきたところである。また、先月 28 日に緊急県立学校長会を開催し、教育に対する信頼を取り戻すために、より実効的できめ細やかな働きかけを行っていくよう指導したところであり、今後、二度と繰り返されることのないように法令及び服務規律の遵守の徹底に取り組んでいくとの説明があった。

委員長から、教育公務員としての重責を自覚し、さらなる綱紀の粛正、指導の徹底に努めるよう指示があった。

以上の審議の結果、全委員の賛成により原案のとおり決定した。

議案第 8 4 号 平成 2 1 年度末市町村立小・中学校長及び教頭人事異動（案）について

学校人事課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 5 号 平成 2 1 年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動（案）について

学校人事課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8 6 号 和歌山県教育庁等組織の改正（案）について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 87 号 平成 21 年度末事務局等職員人事異動（案）について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。